

令和7年度

栃木県後期高齢者医療広域連合  
定例監査結果報告書

栃木県後期高齢者医療広域連合監査委員



# 令和7年度定例監査報告書

## 1 監査の種類

- ・ 定例監査（地方自治法第199条第4項）

## 2 監査の対象

- ・ 栃木県後期高齢者医療広域連合事務局（総務課、管理課、給付課）

## 3 監査対象期間及び実施期日

- ・ 監査対象期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- ・ 実施期日：令和7年12月16日（火）

## 4 監査事項

- ・ 定例監査

行政監査を兼ねて行い、財務監査については、令和6年度の主要事業及び予算の執行状況を検査する。

## 5 監査項目

- ・ 定例監査

- ① 運営方針
- ② 組織
- ③ 予算の執行状況
- ④ 財産の管理状況
- ⑤ 主要な事務事業
- ⑥ 業務委託の執行状況
- ⑦ 負担金、補助金及び交付金等の執行状況
- ⑧ 内部統制の整備・運用状況

## 6 監査方法

- ・ 定例監査

事業の実施状況や財務に関する執行状況を対象に、正確な事務処理が行われているか検査するため、監査資料及び関係書類の確認、並びに職員からの聴取等を行う。

また、内部統制の整備・運用状況について、財務会計の執行に関するリスクへの対応策等を中心に、関係書類等の点検及び職員からの聴取等を行う。

## 7 監査結果及び意見

### (1) 定例監査

毎年度運営方針を策定し、計画的な事業運営に取り組んでいる。被保険者数が年々増加する状況で効率的な組織運営に当たっている。今後においても県及び市町との連携を深め、後期高齢者医療制度の保険者として、安定的な運営を図られ

たい。

財務に関する事務について、予算執行や主要事業の実施及び業務委託の状況等を中心に検査したところ、法令に則して適正に事務が行われているものと認められた。

また、財務会計の執行に関する内部統制の整備・運用状況については、概ね適切に実施されていると認められた。

(2) その他

広域連合の業務に関し次のとおり意見を述べるので、今後とも健全かつ円滑な制度運営を念頭に、より適切な事務の執行に取り組むようお願いする。

- ① 高齢化に伴い後期高齢者の医療費も増加している状況であることから、国の制度改正等に迅速かつ適切に対応しながら、安定した医療給付を行うとともに、医療費適正化の取組と保健事業の着実な推進を図ること。
- ② 事務の効率化に資するため、法令等を遵守しながら適宜見直しを図ること。
- ③ 広域連合の事務費については、主たる財源が構成市町からの負担金であることから、構成市町の厳しい財政状況を鑑み、費用対効果を意識し予算の適正な執行に努めること。

以 上